

発議第 5 号

令和 7 年 6 月 25 日

木津川市議会議長 柴田 はすみ 様

提出者 木津川市議会議員 西山 幸千子
賛成者 木津川市議会議員 宮嶋 良造

被爆 80 年を迎える、核兵器の速やかな廃絶と恒久平和を求めていく
決議について

上記の決議を、木津川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙
のとおり提出します。

被爆80年を迎える、核兵器の速やかな廃絶と恒久平和を 求めていく決議（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が国際連合総会で採択された。そして同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効し、現在では94カ国が署名、73カ国が批准している。

核兵器禁止条約は核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

また、2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の方々が自らの体験、証言を通して核兵器の恐ろしさを世界へと訴え続けてきた結果である。しかし、日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けている。

こうした態度をただちに改め、日本は被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力すべきであるとともに、「非核・平和都市」を宣言した木津川市としてこれからも恒久平和を守り抜くことを決議する。

令和7年6月25日

木津川市議会